

令和5年度財務省政策評価書

令和 6 年 6 月

財 務 省

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。 （上記目標を構成するテーマ） 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
----------------	---

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。 「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。 日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構（JICA）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（JBIC）の出融資等といったツールを活用して推進しています。また、国際的な連携が必要な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

	国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。 W T O（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	---

テーマ 総5－1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標（定性的な指標）	【主要】総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	
	目 標	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7においては、令和5年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、G 7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG 7としての共通理解をとりまとめました。 令和6年1月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G 20】 G 20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M Fや国際開発金融機関（M D B s）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたI M Fの特別引出権（S D R）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40%をまで引き上げることで、世界全体で1,000億ドルの目
		達成度 □

標達成に大いに貢献する等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和6年4月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和5年11月に米国・サンフランシスコにて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢や、経済の供給力・生産性の向上、持続可能な社会を実現するためのファイナンス等についての意見交換に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、地球規模の課題への対応強化のための取組・議論にも積極的に参画しました。また、ロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、MDBsを通じた支援を行いました。

- ・ 中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（IDB）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：IDB Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：IDB Lab）の資金補充が、令和6年3月の年次総会において合意されました。我が国は、IDB Investにおける域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、IDB Labにおける一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。

- ・ また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（ＩＤＡ）においては、今後行われる第 21 次増資（ＩＤＡ21）に向け、また、アジア開発銀行（ＡＤＢ）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ＡＤＦ）においては、第 13 次財源補充（ＡＤＦ14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。
- ・ また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化（MDB改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（CAFレビュー）が進められています。我が国は、令和 5 年 10 月の世界銀行・IMF 合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各MDBやG7・G20 等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

【ウクライナ支援】

- ・ ウクライナ支援では、令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に国債を拠出し、世界銀行融資への信用補完を通じた財政支援が可能となりました。そして、令和 5 年度においては、世界銀行の基金に50億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和 6 年 3 月までに世界銀行による50億ドルの融資が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。
- ・ これに加え、4.7 億ドルを世界銀行のPEACE信託基金に拠出し、政府機能維持や公共サービス提供のための財政支援を実施しました。
- ・ 復旧・復興に向けた民間セクター支援のため、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金及びウクライナ・ウインドウを新設した国際金融公社（IFC）の包括的日本信託基金にそれぞれ拠出を行いました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、欧州復興開発銀行（EBRD）のウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第 2 位の出資国として、参画しています。
- ・ また、周辺国支援の一環として、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対しては、世界銀行に供与した円借款約 1,700 万ドルを活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、同国から世界銀行融資への金利支払い負担を軽減する支援を実施しました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

【主要】総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
目 標	令和5年は日ASEAN友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、アジア地域の経済の持続的発展や金融システムの安定を図る上で重要なためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。 【ASEAN＋3】 令和5年のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、インドネシアと共に共同議長国を務め、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。 ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、その強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に係る議論を主導し、12月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、その創設に合意しました。その他、地域金融セーフティーネットの資金構造の議論についてのロードマップを策定すると共に、CMIMの金利マージン構造の見直しを完了しました。 ・ AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN＋3財務トラックにおける事務局の支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論も推進しました。 ・ また、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、これまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援といった具体的な取組を進めました。 ・ 更に、災害リスクファイナンス（DRF）については、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）に関して公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財務強	□

		靱性の強化に向けたDRFに係る議論を主導し、令和5年5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブ（用語集参照）の定例議題への格上げ、同イニシアティブのアクションプランの承認に導きました。 【二国間財務・金融協力】 - ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 - また、韓国との間では、令和5年6月には7年ぶりの日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。 上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
【主要】総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進			
	目 標	ODAやOOF等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含め、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。 （目標の設定の根拠） ODAやOOF等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。 【JICAを通じた支援】 JICAを通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました（参考指標5参照）。	□

- ・ 令和5年度において、計8件、約6,541億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

【JBICを通じた支援】

JBICについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標6参照）。

- ・ 具体的には、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和6年3月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。
- ・ また、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。

【質の高いインフラ投資】

質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。

- ・ 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました。
- ・ また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンターとの連携を深めてきました。
- ・ G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。令和4年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された「質の高いインフラ投資指標集」について、令和5年のインド議長下では、具体的なプロジェクト事例を使って、指標集の適用可能性を確認しました。

上記実績のとおり、JICAやJBICについては、機能の改善や強化等も活用して、ODA等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組

	での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資を促進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
【主要】総5-1-B-4：国際金融システムの濫用防止【新】		
目 標	資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組等での貢献を積極的に行い、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】 テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、ハマス関係者その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。 これに加え、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和5年度も引き続き、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体（銀行を含む。）やロシア・ベラルーシ以外の第三国の団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、G7議長国として原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、日本としても実施しました。 【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】 FATFの枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。 - FATFにおける次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、FATF型地域体、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）の活動を支援しました。 - 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用し、FATF勧告対応法（令和4年12月成立）の施行や、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」の作成（令和6年3月）など、関係省庁	□

	連携による各種対策の強化に取り組みました。 【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】 外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計104件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7 やG 20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、A S E A N + 3 や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対しては、G 7 やM D B s 等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評価を「a 相当程度進展あり」としました。	

総５－１に係る参考情報

参考指標１：最近の世界経済の動向

	2023					2024					2025				
	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差
日本	2.0	1.9	1.9	▲ 0.1	0.0	1.0	0.9	0.9	▲ 0.1	0.0	0.6	0.8	1.0	0.4	0.2
米国	2.1	2.5	2.5	0.4	0.0	1.5	2.1	2.7	1.2	0.6	1.8	1.7	1.9	0.1	0.2
ユーロ圏	0.7	0.5	0.4	▲ 0.3	▲ 0.1	1.2	0.9	0.8	▲ 0.4	▲ 0.1	1.8	1.7	1.5	▲ 0.3	▲ 0.2
ドイツ	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	0.2	0.0	0.9	0.5	0.2	▲ 0.7	▲ 0.3	2.0	1.6	1.3	▲ 0.7	▲ 0.3
フランス	1.0	0.8	0.9	▲ 0.1	0.1	1.3	1.0	0.7	▲ 0.6	▲ 0.3	1.8	1.7	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3
英国	0.5	0.5	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.6	0.6	0.5	▲ 0.1	▲ 0.1	2.0	1.6	1.5	▲ 0.5	▲ 0.1
先進国計	1.5	1.6	1.6	0.1	0.0	1.4	1.5	1.7	0.3	0.2	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.6	0.4	0.2	4.8	5.2	5.2	0.4	0.0	4.9	4.8	4.9	0.0	0.1
中国	5.0	5.2	5.2	0.2	0.0	4.2	4.6	4.6	0.4	0.0	4.1	4.1	4.1	0.0	0.0
インド	6.3	6.7	7.8	1.5	1.1	6.3	6.5	6.8	0.5	0.3	6.3	6.5	6.5	0.2	0.0
新興国・途上国計	4.0	4.1	4.3	0.3	0.2	4.0	4.1	4.2	0.2	0.1	4.1	4.2	4.2	0.1	0.0
世界計	3.0	3.1	3.2	0.2	0.1	2.9	3.1	3.2	0.3	0.1	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2024.4)

(World Economic Outlook, April 2024: Steady but Slow: Resilience amid Divergence (imf.org)

<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2024/04/16/world-economic-outlook-april-2024>)

参考指標２：途上国の貧困削減状況

1日2.15ドル未満で生活している人口（％）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
東アジア・大洋州	1.6	1.2	1.3	1.2	1
欧州・中央アジア	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
中南米	4.2	4.2	3.8	4.5	3.5
中東・北アフリカ	4.7	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	10.1	10.6	13	11.5	9.7
サブサハラ・アフリカ	36.9	36.7	N. A.	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行

Poverty headcount ratio at \$2.15 a day (2017 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)

<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>

(注１) 世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。

(注２) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2 年度	3個人	3個人
3 年度	6個人・団体	12個人・団体
4 年度	1個人	0個人・団体
5 年度	29個人・団体	2個人・団体
小 計	858個人・団体	314個人・団体
累 計	544個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調
(注) 令和 5 年 1 月 27 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した 1 団体については、同委員会のプレスリリースから 24 時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標 4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

	令和元年末	2 年末	3 年末	4 年末	5 年末
金 額	34, 330	40, 188	40, 692	46, 233	50, 518

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
金 額	14, 416	14, 452	11, 682	22, 626	21, 117
件 数	40	41	30	45	43

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注) 数字は交換公文ベース (ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度における DAC 指定の為替レートを使用して円建てで換算。)(債務救済を含まない。)

参考指標 6：国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	127	15, 932	190	22, 596	195	19, 411	131	21, 966	127	17, 203
輸出金融	18	1, 890	2	10	3	608	15	429	10	553
輸入金融	-	-	1	506	1	2, 390	2	2, 300	3	2, 108
投資金融	107	13, 821	181	20, 241	185	15, 934	104	18, 474	102	13, 622
事業開発等金融等	2	220	6	1, 838	6	478	10	762	12	919
保 証	9	758	14	3, 246	9	891	12	952	25	2, 303
出 資	3	96	3	150	5	352	3	233	3	872
合 計	139	16, 787	207	25, 993	209	20, 655	146	23, 152	155	20, 379

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アジア	7,811	3,858	1,857	6,007	4,750
(東南アジア)	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027	2,198
大洋州	25	681	662	70	1,549
ヨーロッパ	4,031	5,400	5,674	4,299	4,845
中 東	764	2,081	2,804	1,918	358
アフリカ	53	3,883	-	796	22
北 米	1,309	4,475	7,958	4,613	1,484
中南米	1,870	2,319	643	2,116	4,159
国際機関等	110	47	-	0	75
その他	53	-	163	2,379	828
合 計	16,028	22,747	19,764	22,200	18,075

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アジア	117	1,044	6	375	927
(東南アジア)	(117)	(9)	6	203	11
大洋州	-	-	-	67	-
ヨーロッパ	120	1,110	262	265	930
中 東	-	71	377	127	239
北 米	416	884	244	117	22
中南米	-	89	-	-	112
国際機関等	105	45	-	-	-
合 計	758	3,246	891	952	71

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。	達成度
		(目標の設定の根拠) 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	

実績及び目標の達成度の判定理由

多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和6年2月に開催された第13回WTO閣僚会議では、WTO改革については特に紛争解決制度に関し、令和6年までにすべての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する制度の実現のために議論を加速させることに一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課モラトリウムについては令和8年にカメルーンで開催予定の第14回WTO閣僚会議まで延長することが決定されるなど、様々な成果が得られました。また、電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が続いているところ、財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、こうした議論に参画・貢献しました。

経済連携の推進に関して、平成30年12月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPA、令和4年1月にRCEP協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスにおいて、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。また、日・インドネシアEPA（用語集参照）については、平成27年5月に協定の改正交渉を開始し、令和5年12月に改定議定書の大筋合意に至りました。さらに、令和6年3月には、我が国とバングラデシュとの間でEPA締結のための交渉を開始することを決定しました。そのほか、平成21年以降交渉が中断しているGCC（湾岸協力理事会：用語集参照）との間では、令和5年7月に、令和6年中の交渉再開とそれに向けた事前協議の開始に合意しました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しました。

こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。

さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。

上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融资、JBICの出融資等を通じて引き続き推進していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」の当てはめ作業等の議論に取り組んでまいります。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）
--------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	I M Fによる世界経済見通しの推移（令和6年4月）
-----------------------------------	----------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 A S E A N + 3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等を通じて引き続き推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標の当てはめの作業等に取り組みました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的取り組みました。
------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和6年6月
-------	---	----------	--------

政策目標 3-2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、
ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。 財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（A L M）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政 3-2-1 : 社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成 政 3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 政 3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 政 3-2-4 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
----------------	---

政策目標 3-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和 6 年度財政投融资計画編成や令和 5 年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するために必要です。 令和 6 年度財政投融资計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和 5 年度財政投融资計画補正にお

	いては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と2回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。
--	---

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成		
	目 標	令和6年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 （目標の設定の根拠） 財政投融資の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融資計画の編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度財政投融資計画の策定にあたっては、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしました。他方、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等もあり、その結果、令和6年度財政投融資計画の規模は、133,376億円（5年度計画比18.0%減）となりました。 また、令和5年度財政投融資計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進や、国民の安全・安心の確保等の取組を推進するため、8,860億円の追加を行いました。 そのほか、令和5年度補正予算（第1号）の成立、令和5年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和6年1月26日、3月1日）等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ9,014億円、1,237億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和6年度財政投融資計画（令和5年12月22日公表）」 https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2024/index.html ・「令和6年度予算編成等における政策評価の活用状況」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/79seihyoukon02.pdf 上記実績のとおり、令和6年度財政投融資計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、	○

		必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	
[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給			
	目 標	令和6年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。 (目標の設定の根拠) 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和5年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び出資の毀損の回避が可能となるからです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度財政投融资計画における産業投資については、サプライチェーン強化や、スタートアップ支援のほか、GXへの取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。 その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融资分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、官民ファンド等と地域金融機関等とのネットワーク構築及び案件組成の観点から、地域金融機関等を対象とした官民ファンド等の合同説明会を2か所の財務局と共同開催しました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和6年度財政投融资計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和5年度財政投融资計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と2回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 また、産業投資において、サプライチェーン強靱化や、スタートアップ支援のほか、GXへの取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

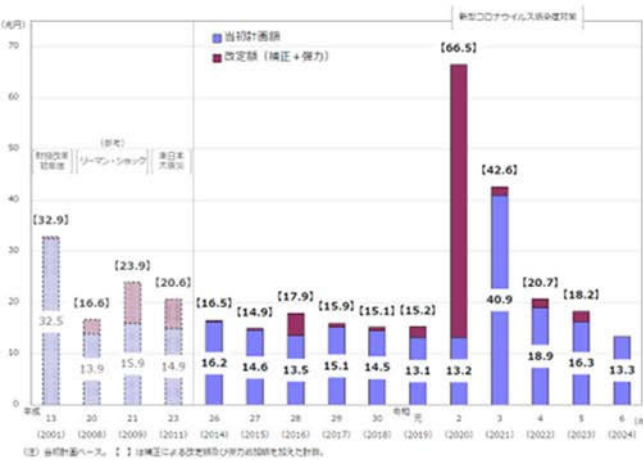
政3-2-1に係る参考情報

○ 令和6年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。

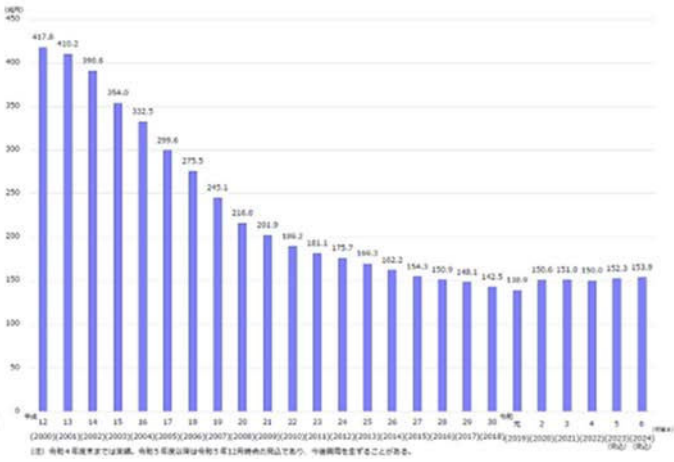
- ・ 成長力強化に向けた重要分野への投資については、株式会社日本政策金融公庫において、賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押しすることとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップに対して重点的にリスクマネーを供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行うこととしています。
 - ・ 国際環境変化に対応するための海外投融资については、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援することとするほか、株式会社国際協力銀行において、『「株式会社国際協力銀行法」（平成23年法律第39号）』の改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靱化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたGXの取組を支援することとしています。このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行うこととしています。
 - ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和6年度において、財投債100,000億円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券35,000億円の発行を予定しています。

参考指標 1 : 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	8	7	8	7
エネルギー対策特別会計	104	104	83	79
自動車安全特別会計	1,645	1,562	1,185	360
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	48,116	7,407	60,975	40,075
沖縄振興開発金融公庫	2,243	762	2,064	2,016
(株)国際協力銀行	19,060	13,428	22,720	11,040
(独)国際協力機構	11,427	11,395	16,746	16,420
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	9	9	13	15
日本私立学校振興・共済事業団	221	221	272	287
(独)日本学生支援機構	5,849	5,767	5,881	5,256
(国研)科学技術振興機構	48,889	48,889	—	—
(独)福祉医療機構	8,565	3,662	2,642	2,102
(独)国立病院機構	111	111	286	660
(国研)国立成育医療研究センター	10	10	9	10
(国研)国立長寿医療研究センター	2	2	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	511	496	758	875
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,401	2,289	651	671
(独)住宅金融支援機構	2,749	2,523	2,607	2,663
(独)都市再生機構	5,124	4,000	5,000	5,200
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,200	3,200	12,530	10,230
(独)水資源機構	14	14	4	5
(国研)森林研究・整備機構	49	49	46	43
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	549	412	1,396	852
(地方公共団体)				
地方公共団体	33,909	31,417	34,489	23,258
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	200	102	400	250
(株)日本政策投資銀行	9,000	5,681	8,400	7,350
(株)産業革新投資機構	—	—	—	800
(一財)民間都市開発推進機構	350	200	350	500
中部国際空港(株)	231	231	161	235
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	—	500	500
(株)海外需要開拓支援機構	90	90	80	90
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,169	630	1,087	925
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	405	310	453	600
合 計	206,710	144,981	181,798	133,376

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 令和4年度実績は、令和4年度の決算時の見込値である。

(注2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20231221/zaito20231221_04.pdf)

施策	政３－２－２：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-2-A-1：財政投融資関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	財政投融資の概要	年 1 回	○	○	○	○	○	○
	財政投融資レポート	年 1 回	○	○	○	○	○	
	OVERVIEW OF FILP	年 1 回	○	○	○	○	○	
	政策コスト分析 レポート	年 1 回	○	○	○	○	○	
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年 1 回	○	○	○	○	○	
	財政金融統計月報	年 1 回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金現在高	月 1 回	○	○	○	○	○	
	産業投資現在高	月 1 回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金預託金 利・貸付金利	月 1 回	○	○	○	○	○	
	翌年度財政投融資計 画要求	年 1 回	○	○	○	○	○	
	財政投融資計画月別 実行状況	月 1 回	○	○	○	○	○	
	財政投融資レポートの内容の 充実に向けた取組（解説を充 実させたトピック等）		昨今の経済・ 金融情勢を踏 まえた産業投 資の活用につ いて記載	時々の経 済・金融情 勢等を踏ま えた内容を 記載	新型コロナ ウイルス感 染症対策と しての財政 投融資の活 用について 記載	新型コロナ ウイルス感 染症対策や ポストコロ ナの時代に 向けた財政 投融資の活 用について 記載	財政投融資 レポートの 内容を見直 し、より分 かりやすい ものとなる よう充実を 図る。	
	（出所）理財局財政投融資総括課調 （注）レポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合には－を記載。なお、「財政投融資の概要」については、令和元年度から発行しております。 （目標値の設定の根拠） 財政投融資に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。							
[主要]政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実								
目 標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。						達成度	

測定指標（定性的な指標）		（目標の設定の根拠） 財政投融资に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。 また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート」については、解説の一部をよりわかりやすいものとし、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析レポート2023・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和5年度）」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731/20230731g.pdf 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
	〔主要〕 政3-2-2-B-2: 財政投融资計画編成に係る情報の公表		
	目 標	令和6年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。 （目標の設定の根拠） 財政投融资計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評価		s 目標達成	

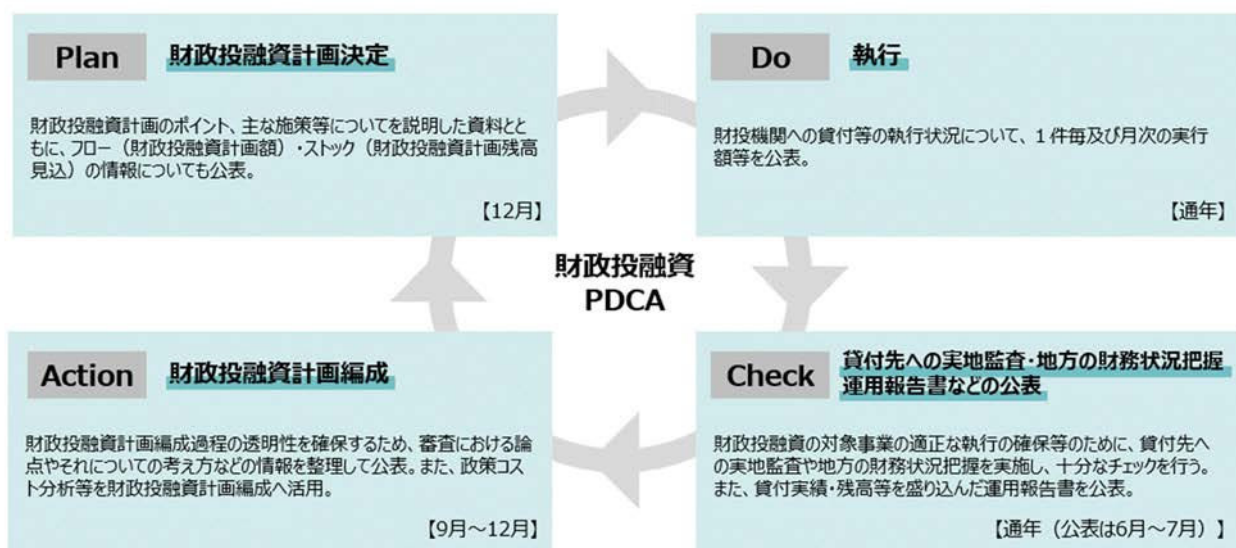
財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。

また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



（出所）理財局財政投融资総括課

- 令和5年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの開催支援等、監査先の課題解決に向けた取組に資するアドバイス機能の充実（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。

また、「財政投融资レポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト (５年度)	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に 新たに見込まれる 政策コスト
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	17,302	37,679	△ 20,377
	沖縄振興開発金融公庫	△ 171	699	△ 870
	(株) 国際協力銀行	1,099	7,092	△ 5,993
	(独) 国際協力機構	7,487	50,242	△ 42,755
	(独) 日本学生支援機構	578	0	578
	(独) 福祉医療機構	△ 157	708	△ 865
	(独) 住宅金融支援機構	△ 1,737	2,334	△ 4,071
	(株) 日本政策投資銀行	△ 13,058	7,604	△ 20,662
	その他 5 機関	△ 31	535	△ 566
事 業 系 機 関	自動車安全特別会計	△ 5,402	-	△ 5,402
	(独) 国立病院機構	2,590	1,052	1,539
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	7,077	-	7,077
	(独) 都市再生機構	△ 5,430	5,359	△ 10,790
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	17,330	16,894	436
	(独) 水資源機構	1,054	19	1,035
	(国研) 森林研究・整備機構	7,166	6,353	814
	中部国際空港 (株)	△ 160	94	△ 254
	その他 5 機関	108	90	18
合 計		35,645	136,754	△ 101,110

(出所) 理財局財政投融資総括課

「政策コスト分析リポート2023・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析 (令和5年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731.html)

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 3 年度	令和 4 年度	科目	令和 3 年度	令和 4 年度
諸支出金	1,682	1,620	資金運用収入	6,558	6,022
事務取扱費	60	55	雑収入	25	45
公債金利子等	5,145	4,777	本年度損失	304	385
合計	6,888	6,452	合計	6,888	6,452

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和 3 年度末	令和 4 年度末	科目	令和 3 年度末	令和 4 年度末
現金預金	81,122	66,157	預託金	324,486	354,444
貸付金	1,304,215	1,310,059	公債等	1,051,465	1,012,961
未収収益等	3,493	3,684	金利変動準備金	13,184	12,879
本年度損失	304	385			
合計	1,389,135	1,380,284	合計	1,389,135	1,380,284

(出所)「財政投融资レポート2023 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryo/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 3 年度	令和 4 年度	科目	令和 3 年度	令和 4 年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	8
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	400	500	預託金利子等	0	0
本年度利益	2,754	6,448	納付金	741	573
			株式配当金	2,413	2,878
			株式処分益	-	3,489
合計	3,155	6,949	合計	3,155	6,949

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和3年度末	令和4年度末	科目	令和3年度末	令和4年度末
現金預金	4,963	6,799	資本	33,212	33,212
貸付金	642	572	利益積立金	36,114	36,168
土地等	0	0	本年度利益	2,754	6,448
出資金	153,616	163,077	固定資産評価差益	87,141	94,620
合計	159,221	170,448	合計	159,221	170,448

(出所)「財政投融资リポート2023 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryō/index.html)

(注) 利益積立金の数値に誤りがあったことから、令和3年度末の数値を令和4年度政策評価書から修正している。

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」(単位：件)

	令和4年度	令和5年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	54,837	47,918

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/policy/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

施策	政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-2-3-A-1：実地監査結果						
	独立行政法人等	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	3	2	3	—	—	
	実施件数	3	2	3	—	—	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	—	—	○
	地方公共団体等	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	201	135	148	168	167	
	実施件数	201	135	148	168	167	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

公営企業の 経営状況 (企業数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	318	211	311	273	259	
	実施件数	318	211	311	273	259	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
(出所) 理財局管理課調 (注) 独立行政法人等実地監査については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。 (目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。 なお、令和5年度は「地方公共団体の財政課題解決支援」に重点を置いて取り組んだことから、喫緊の課題が見受けられなかった独立行政法人等実地監査は実施していません。また、目標値の設定時点では実地監査計画が策定されておらず、例年、目標値を「100.0%」に設定しています。							
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。 このほか、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から地方公共団体の財務状況把握を実施しており、その結果については、財務省ウェブサイト公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)						
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

施策	政３－２－４：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
	目 標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融資の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融資対象機関が求める貸付金の期間は、５年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		○
施策についての評価	s 目標達成		

評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。
--------------	---

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。 また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	-------------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の 状況 （千円）	当初予算	72,291,196,644	48,177,082,719	24,127,074,047	26,367,211,520
		補正予算	△31,878,553,282	△12,566,581,164	△8,565,876,617	
		繰越等	4,010,000	△18,410,000	N.A.	
		合 計	40,416,653,362	35,592,091,555	N.A.	
	執行額（千円）		35,286,301,707	33,034,301,500	N.A.	

(概要)

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	「第213回国会 財務大臣財政演説」(令和6年1月30日) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定) 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定) 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定) 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日関係閣僚会議決定)
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：令和6年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资レポート2023」、令和4年度財政融資資金運用報告書 等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	令和4年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。		
	財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。		
	加えて、財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（A L M）に取り組みました。		
	その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なA L Mを実施するために必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和6年6月

政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	新型コロナによるパンデミックと、それに続けて起きたロシアのウクライナ侵略によって、世界経済は大きな転換点を迎え、複雑化する状況の中で多くの困難がもたらされています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。 こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----------------	---

政策目標 6-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 （令和5年度行政事業レビューとの関係） アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出他23事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問

	題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。(事業番号0026～0046、0048、新23-0002) 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0047)
--	--

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用		
	目 標	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。 - 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和5年度中に計8件、約6,541億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 - また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年度は計2件、約800億円を供与しました。令和6年3月までに、計23カ国向けに約6,848億円を供与（交換公文（E／N）ベース）し、本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 - 更に、ロシアによるウクライナ侵略により影響を受け、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年に135億円の財政支援借款を供与しました。 上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。	○
	[主要] 政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
	目 標	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度

		(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 JBICは、令和5年度において、地球環境保全業務（GREEN:Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で25件、約6,329億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和6年3月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています（GREENとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正による機能強化】 さらに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。 上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」の供与をはじめ新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。 JBICについては、GREENや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正によって更なる機能強化も進められました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。		

政 6－2－1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

（単位：百万ドル）

	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ODA	10,064	11,720	13,660	15,765	16,747
ODA 以外の政府資金（OOF）	1,380	313	4,898	591	-682
民間資金（PF）	41,701	42,913	13,309	21,502	37,423
非営利団体による贈与	522	574	606	636	750
資金の流れ総計	53,667	55,519	32,472	38,496	54,238

（注）支出純額（ネット）ベース。暦年。

（出所）財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 5）】

参考指標 3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
達成率	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%

（出所）外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 4：JICA の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 5 年度外部評価結果

（総合評価）（注）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	45%（20 件）	41%（18 件）	14%（6 件）	0%（0 件）

（項目別評価）

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5%（2 件）	91%（40 件）	5%（2 件）	0%（0 件）
有効性・インパクト	7%（3 件）	80%（35 件）	14%（6 件）	0%（0 件）
持続性	14%（6 件）	43%（19 件）	43%（19 件）	0%（0 件）
効率性	7%（3 件）	43%（19 件）	43%（19 件）	7%（3 件）

（出所）財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

（注 1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注 2）国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング（格付）。令和 5 年度は 44 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 6）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、IDA20やアフリカ開発基金（AfDF）等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。 （目標の設定の根拠） MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 - 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 - また、日本が重視しているUHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」の設立の際に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出する用意があることを表明しました。 - 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、令和6年3月には、米州開発銀行（IDB）年次総会において、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、IDBと世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して最大500万ドルを支援することを表明しました。 【質の高いインフラ投資】 - インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対して質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 - 更に、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。令和5年12月には、ADBとJICAの協調融	○

資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（L E A P）の後継として、対象分野の追加等の改善を行い、J I C Aによる最大15億ドルの投融資を活用するL E A P 2を立ち上げました。また、令和6年1月には、I D BとJ I C Aの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（C O R E）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和5年度にモロッコやアフガニスタンで発生した地震等に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（G R A D E手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各M D Bと連携して、取り組みを進めています。日本が最初のドナーとして貢献しているA D Bのエネルギー・トランジション・メカニズム（E T M）は、第1号案件の実施に向けて関係者間での覚書が締結されるなど、取組が進んでおります。さらに、令和5年5月のA D B総会において立ち上げが発表された、気候変動対応のためのA D Bによる新規融資を加速させる取組であるアジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P : Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）に設立パートナーの1か国として資金貢献する方針を表明しました。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership : J E T P）において、A D Bの日本信託基金を通じて、事務局の設置を支援するなど、共同リード国として米国とともに議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する新たなパートナーシップ「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement : R I S E）の策定を主導し、同志国や世界銀行とともに立ち上げました。創設ドナーとして計2,500万ドルの貢献を表明し、そのうち500万ドルを令和6年3月に拠出しました。
- ・ 加えて、令和5年11月には、C O P 28において、グリーンで気候変動に強靱なインフラプロジェクトへの民間資金動員を図るべく、アフリカ開発銀行（A f D B）が主導し、立ち上げたグリーンインフラ向け支援基金（The

Alliance for Green Infrastructure in Africa : A G I A) について、気候変動に脆弱なアフリカ諸国を支援し、ひいては国際社会全体での 1.5℃目標達成に貢献するため、創設ドナーとして 1,000 万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（I D B）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：I D B Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：I D B Lab）の資金補充が、令和 6 年 3 月の年次総会において合意されました。我が国は、I D B Invest における域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、I D B Lab における一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。
- ・ さらに令和 5 年 12 月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（E B R D）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として、参画しています。
- ・ また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（I D A）においては、今後行われる第 21 次増資（I D A 21）に向け、また、アジア開発銀行（A D B）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（A D F）においては、第 13 次財源補充（A D F 14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。

また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとする M D B s において、地球規模課題への対応強化（M D B 改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（C A F レビュー）が進められています。我が国は、令和 5 年 10 月の世界銀行・I M F 合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各 M D B や G 7 ・ G 20 等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。

A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（M I G A）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（I D A）増資を含む）等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B と協力し

	ながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和5年度には、世界銀行やADBにおいて、リクルートミッションが行われたほか、令和5年10月には、ADB、AfDB、EBRD及びIDBが上智大学との共催の形で、「RDBs・ジョイントキャリアセミナー」を開催し、4機関の事業内容や日本人職員の活躍ぶりを説明するなど、MDBs横串での取組も行われました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
目 標	我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。 また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和5年の日本議長下のG7においては、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健の更なる連携強化の重要性を確認するとともに、パンデミック発生時の「対応」のため、必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組について「G20財務・保健合同タスクフォース」等と共に検討を進めることに合意しました。これを踏まえ、G20における議論にも積極的に貢献しました。 また、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 加えて、令和5年9月には途上国に対しPPRの向上を支援するため、新たな円借款制度を創設し、途上国政府による公衆衛生危機への予防・備えと危機発生時の機動的な対応を一体的に支援することを可能としました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目 標	G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な抛出国となっている地球環境ファ	達成度

		シリティ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。	
		（目標の設定の根拠） 気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）の会合や、令和5年12月に開催されたC O P 28でのG E FとG C Fに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画するとともに、ロス&ダメージに対応するための新たな基金に関連し、具体的な基金の設置方法等についての勧告を行う移行委員会への出席等を通じ、特に技術的な観点からの知見を提供するなど、新規立上げに向けた貢献を行いました。 また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。 このほか、E T MやI F－C A P等、A D Bにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
	政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援【新】		
	目 標	我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。 （目標の設定の根拠） 令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【M D B s】 令和5年4月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に対して国債を拠出することで、世界銀行によるウクライナ向け融資への信用補完を通じた財政支援を行うことが可能となりました。これを受け、令和5年6月に、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（A D V A N C E）に対して、国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和6年3月までに50億ドルの世界銀行によるウク	○

		ライナ向け融資を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。 - これに加え、4.7 億ドルを世界銀行の P E A C E 信託基金に拠出し、同国の政府機能維持や非軍事の公共サービスの提供のための財政支援も実施しました。 - 復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（M I G A）のウクライナ復興・経済支援（S U R E）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでいます。令和 5 年度において、日本は本基金に、合計 1,300 万ドルを追加拠出し、最大ドナー国となりました。また、民間セクター支援を行う国際金融公社（I F C）の投融資や技術支援等を活用した支援を行うべく、I F C の包括的日本信託基金にウクライナ・ウィンドウを新設し、700 万ドルを拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、E B R D のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として、参画しています。 - また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（I B R D）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（G C F F）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れるモルドバに対し、世界銀行への金利支払い負担軽減のため、約 1,700 万ドルの支援を実施しました。 【J B I C】 令和 6 年 2 月、日ウクライナ経済復興推進会議が東京で開催され、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ及び周辺国向けのツーステップローン供与に向けた MOU の締結などの成果を得ました。 なお、株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）の一部改正法（令和 5 年 4 月成立）により、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられています。 【J I C A】 令和 5 年 8 月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、J I C A を通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力の準備を開始しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	M D B s を通じた支援に関しては、M D B s の業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを M D B s の政策に反映させるとともに、そうした分野における日本と M D B s の間の連携を深めることができた他、G 7 や G 20、各 M D B において行われた地球規模課題への対応強化のための M D B 改革の議論にも積極的に貢献しました。		

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへのPPRの強化やUHCの推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導しました。

国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、GEFやGCF等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ETMやIF-CAPといったADBにおける取組に積極的に参画しました。

ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する上位出資国とシェア

（単位：％）

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日本	7.6%（2位）	16.7%（2位）	8.0%（2位）	5.1%（2位）
1位	米 16.6	米 19.2	米 19.2	米 18.4
2位	日 7.6	日 16.7	日 8.0	日 5.1
3位	中 5.9	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4位	独 4.5	独 9.9	英・仏 4.8	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	-	-

	アジア開発銀行	
	通常資本（OCR）	アジア開発基金（ADF）
日本	15.6%（1位）	38.5%（1位）
1位	日・米 15.6	日 38.5
2位	中 6.4	米 13.2
3位	印 6.3	豪 8.2
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	-	独 5.6

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社（IIC）
	米州開発銀行（IDB）	多数国間投資資金（MIF）	
日本	5.0%（域外国中1位）	33.7%（1位）	3.7%（域外国中4位）
1位	米 30.7	日 33.7	ブラジル 13.5
2位	ブラジル 11.2	米 32.1	米 13.2
3位	アルゼンチン 11.2	スペイン 7.0	アルゼンチン 11.7
4位	メキシコ 7.2	韓 3.6	メキシコ 7.5
5位	日 5.0	中 3.0	中 5.9

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)			
日本	5.4%（域外国中 2 位）		10.0%（域外国中 4 位）		日本	8.6%（ 2 位）
1 位	ナイジェリア	8.6	米	11.0	1 位	米 10.1
2 位	米	6.5	英	10.7	2 位	日・英・独・仏・伊 8.6
3 位	エジプト	6.0	独	10.5		
4 位	日	5.4	日	10.0		
5 位	アルジェリア	5.0	仏	10.0		

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 5 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金

(単位 : 億円)

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
M D B s	240.5	615.6	440.1	824.7	1032.3
世界銀行グループ	150.1	347.7	270.5	710.0	883.0
アジア開発銀行	64.8	234.0	132.9	69.1	94.2
米州開発銀行	13.3	18.8	20.5	18.4	20.6
アフリカ開発銀行	5.5	5.7	6.2	8.3	25.8
欧州復興開発銀行	7.0	7.1	9.9	18.9	8.8
I M F 拠出金	37.3	312.8	112.1	178.7	43.7
合計	277.8	926.0	555.2	1003.5	1076.0

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位 : 億ドル)

	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
農業・漁業・林業	38.2	37.5	41.7	76.2	83.5
教育	36.4	51.7	56.0	34.3	37.0
エネルギー・採取産業	63.2	52.7	61.8	67.7	102.6
金融セクター	31.7	42.4	57.4	32.2	54.6
保健	34.1	82.8	64.5	105.2	53.9
産業・貿易・サービス	43.2	49.2	52.0	42.3	46.1
情報通信技術	13.9	20.9	19.2	17.5	23.2
行政	84.4	85.5	112.4	126.8	172.4
社会的保護	42.8	89.7	111.5	82.4	73.5
運輸	31.9	34.6	46.4	82.0	35.5
水・衛生・廃棄物処理	31.4	36.5	42.6	41.4	46.1
合計	451.2	583.4	665.5	708.0	728.2

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (I B R D) 及び国際開発協会 (I D A) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	令和元年	2年	3年	4年	5年
農業・天然資源	22.7	12.8	14.9	22.2	32.3
エネルギー	26.3	42.9	18.4	14.5	22.3
金融	21.6	46.1	41.2	56.9	36.1
産業・貿易	5.8	22.2	7.2	2.4	6.6
教育	11.3	10.7	9.8	8.0	13.9
保健・社会保障	6.4	35.1	58.8	8.2	22.8
給水・衛生・廃棄物処理	12.2	18.6	19.9	11.0	19.2
運輸・通信	80.8	31.8	34.5	44.3	47.8
公共政策	29.5	95.6	22.9	37.3	33.5
多目的	0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	216.4	315.9	227.6	204.7	235.4

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1月1日～12月31日。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和4年度）	242	134	22	12	20
	（令和5年度）	242	133	22	10	22
日本人幹部職員数（令和5年度）		6	32	3	3	2
日本人比率（令和5年度）		2.7%	9.5%	1.0%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注1）各機関の会計年度末（世界銀行グループは6月末、その他MDBsは12月末）の数値。

（注2）世界銀行グループについては、統計資料の都合上、令和5年度より日本人職員の定義を変更。それに伴い、令和4年度の数値も適及改訂。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5－1：参考指標5）】

参考情報

（1） JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和5年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で21,117億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約15,963億円で、円借款供与総額の約73%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セク

ター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたT I C A D 7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A 4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② I D B協調融資スキーム（C O R E）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、I D Bと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視しているほか、I D B Invest・I D B Labとの協力も推進しています。令和6年1月には、I D BとJ I C Aの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（C O R E）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でM D B sとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2） J I C A海外投融資業務

J I C Aの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和5年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5－1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和5年度のJ B I C出融資および保証の承諾額合計は約20,379億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績（令和5年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
保証	ポーランド共和国政府系金融機関	930
一部取得	インドネシア共和国政府	207

施策	政 6－2－3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画		
	目 標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。 （目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ G20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。令和6年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPIC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。 ・ また、IMF等の信託基金（「決定のためのデータ基金」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組を、G7議長国として日本が主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】 ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和5年10月に、ザンビア政府との間で覚書について合意し、令和6年1月には、ガーナ政府との間で債務再編にかかる基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員として	○

	プロセスの進展に貢献しました。 - また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和5年11月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の基本合意に至りました。 - 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 - 昨年、我が国を含む公的債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払猶予を供与し、令和5年12月に、当該支払猶予期限を令和5年末から令和9年3月末まで延長することに合意しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
--	---	--

施策についての評価	s 目標達成
------------------	---------------

評価の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。また、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、2024年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調した形で同国の債務再編を主導し、債務再編条件の基本合意に至りました。引き続き、覚書の早期署名に向けて、主導してプロセスを進めています。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--------------	---

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援					
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)					
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.0	99.0	99.6	99.1	99.8
	(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調 (注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。 (注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。					

	(目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。 (目標の達成度の判定理由) 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。
	施策についての評価 s 目標達成
評定の理由	財務省関税局・税関では、後掲のとおり開発途上国の税関職員に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、令和5年度は、4年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入研修	財政経済セミナー	開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
	中央アジア・コーカサスセミナー	中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、ジョージア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	令和5年6月、カンボジア中小企業銀行に対し、人材育成及び融資審査能力の向上を目的とした技術協力の覚書を締結しました。当覚書に基づき、令和5年6月及び11月にプノンペンへ専門家を派遣し、融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PRI-UMOE F-BFA合同セミナー	令和6年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOE F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを、オンライン及び対面方式の併用で開催し、財務総研から、UMOE F職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	3	0	2	4	5
	関税局	24	3	9	21	28
	合計	27	3	11	25	33
受入人数	財務総研	38	0	17	416	180
	関税局	229	20	182	218	316
	合計	267	20	199	634	496

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

〔専門家派遣の実績〕

（単位：件、人）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	7	5	0	2	3
	関税局	45	34	51	46	54
	合計	52	39	51	48	57
派遣人数	財務総研	29	31	0	9	16
	関税局	100	76	133	111	114
	合計	129	107	133	120	130

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1）専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。
	JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。
	JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。
	MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。
	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。

また、令和5年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和7年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和3年度	4 年度	5 年度	6 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	78,015,440	77,806,694	82,813,243	83,435,692
		補正予算	26,983,471	72,522,504	76,544,732	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	104,998,911	150,329,198	N. A.	
	執行額（千円）	104,686,105	150,127,186	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和5年度「繰越等」「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定）
-----------------------------------	---

	質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和3～5年度一般会計補正予算書（財務省）、令和6年度一般会計予算書（財務省）、令和3～4年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、ロシアによるウクライナ侵略により多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対する財政支援借款供与を通じて、ウクライナ周辺国の経済復興を支援しました。 JBICに関しては、GREENや令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、特にG7議長国としてパンデミックへの対応のためのファイナンスの強化に関する議論を主導するなど、財務・保健当局の連携を通じたPPRの強化やUHCの推進に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和4年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和6年度予算において、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和6年6月

政策目標 6－3：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和3年6月に改訂、令和4年6月・令和5年6月に追補）、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成すると の目標に向けて取り組んでいます。 財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
-----------------------	--

政策目標 6－3 についての評価結果	
政策目標についての評価	
評価の理由	S 目標達成 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務や国際協力銀行（JBIC）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評価が「S 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政6-3-1: 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進		
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1: 国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目 標	日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。 （目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの1つであるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JICA海外投融資の審査プロセスについて、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和5年度においては、計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和5年度中に計6件、約5,955億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 なお、財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。 - 令和5年9月には、EBRD等によりウズベキスタンへの投資呼び込みを目的としたウズベキスタン投資フォーラムが開催され、同国でのビジネス展開に関心を持つ多くの日本企業が参加しました。 - 日本企業のアフリカ進出を促進するため、令和5年11月のAfDB主催「2023年アフリカ投資フォーラム（Africa Investment Forum：AIF2023）」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催しました。スタートアップを含む日本企業40社が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。 - 令和6年1月には、ADB及び内閣府と連携して、途上国政府・国営企業を対象としたエネルギートランジションに関するワークショップを行い、日本のエネルギー政策や、日本企業の技術について紹介することにより、日本企業の海外展開の機会創出に貢献しました。 上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。	○

[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
目 標	ＪＢＩＣにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」や「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、更なる機能強化を行うことで、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたるＪＢＩＣによる出融資保証業務が重要なツールの１つであるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	ＪＢＩＣを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 ・ 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和６年３月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・ さらに、令和５年10月には株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「ＪＢＩＣ法」といいます。）の一部改正法（令和５年４月成立）の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするためにＪＢＩＣを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	ＪＩＣＡについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、ＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 ＪＢＩＣについては、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、ＪＢＩＣ法一部改正法の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。	

政 6－3－1 に係る参考情報

参考指標 1：円借款実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 5）】

参考指標 2：国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 6）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法改正等の機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 開発協力大綱（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年 5 月 23 日公表） 成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）
----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、J B I C を通じた支援については、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和 5 年 10 月の J B I C 法一部改正法の全面施行によってサプライチェーン強靱化支援や日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能を強化するなど、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。
------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 6 年 6 月
-------	----------------	----------	------------

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政 7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
-----------------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
-------------	------------

評価の理由	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いましたが、適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策 7-1-1 の評価は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 (令和 5 年度行政事業レビューとの関係) ・ 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、民間金融機関の活動等による外的要因を踏まえると、定量的な成果指標を設定することが難しいということは理解できるが、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果を図る成果指標の設定を検討すること。スタートアップ育成5か年計画が重視するディープテック関連事業については、本事業によりカバーされており同計画の遂行に役立っているものと考えられるが、上乗せ金利減免の効果について検証すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うように努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であるが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。令和6年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。（事業番号0049）

- ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業における適切な信用保証の規模は、経済状況や資金需要等の外的要因により変化するものであるため、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るととともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うこと。」との外部有識者の所見を踏まえ、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。

令和6年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し事業の規模（令和6年度の保険引受見込額）を検討する。

信用保険の利用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。（事業番号0050）

- ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、危機対応業務という性格から、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、実施プロセスについての検証に資する定性的な目標を検討すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。（事業番号0051）

施策	政 7 - 1 - 1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		
	目 標	中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 （目標の設定の根拠） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和4年度から引き続き実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、経済環境の変化を踏まえ、金利引下げ幅の縮小等、コロナ前の支援水準に戻しつつ、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」及び「セーフティネット保証4号・5号」等に係る特例措置等を講じました。 さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、引き続き「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを実施しました。 上記の施策を講じた結果、令和5年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,331億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が304億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が12,031億円（※）、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」による貸付の実績が1,352億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が2,622億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,996億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が47,091億円になりました。 また、令和5年度は危機対応業務の認定事案が全て終了しており、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保しました。 上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、 ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続 ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施 等の措置を講じ、令和6年能登半島地震については、「令和6年能登半島地震特	○

		別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 上記の施策を講じた結果、令和5年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が421億円になるとともに、令和6年能登半島地震特別貸付の実績が31億円、保険引受額が37億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。 ※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の実績は令和6年3月時点のもの。	
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化			
	目 標	成長資金の供給業務の実施を確保します。 (目標の設定の根拠) 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、令和2年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を後押ししてきました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和2年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。さらに、令和4年度に従来の「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を改称し新たに設置された「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を通じ、スタートアップの創出・育成に向けた取組を加速しました。また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、令和6年2月から新たに「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援することとしました。これまでも「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 特定投資業務を通じた、令和5年度における個別案件への投融資決定件数は38件(うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは23件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件、グリーン投資促進ファンドは1件、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンドは1件)、共同ファンドへの支援決定	○

		件数は13件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは11件）、共同ファンドからの投融資決定件数は170件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和5年度における投融資決定額は668億円（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは136億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは150億円、グリーン投資促進ファンドは14億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンドは150億円）、実投融資額は490億円になりました。 上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和5年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和5年度における特定投資業務の実績が出ていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政7-1-1に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移

（単位：億円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	28,700	213,420	130,510	58,960	47,490
	農林水産事業	6,760	12,760	7,910	7,168	8,190
	中小企業事業	15,950	164,850	62,850	34,150	27,900
沖縄振興開発金融公庫		1,681	11,555	5,640	2,951	2,332
株式会社国際協力銀行		27,216	34,000	27,000	26,000	29,500

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標5「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。）

①融資実績の推移

（単位：億円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570	15,972
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579	4,693
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551	11,820
沖縄振興開発金融公庫		1,093	3,008	1,263	1,115	862
株式会社国際協力銀行		16,739	18,475	20,385	17,927	12,576

②融資残高の推移

(単位：億円)

		令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	71,784	128,429	126,963	121,564	112,120
	農林水産事業	31,961	34,854	35,517	36,709	36,853
	中小企業事業	52,081	82,181	84,327	83,657	78,864
沖縄振興開発金融公庫		8,641	10,320	10,428	10,667	10,197
株式会社国際協力銀行		132,322	136,252	148,344	156,739	165,071

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標３：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：％)

			R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 91	1. 86	1. 82	1. 95	1. 95
		特利	1. 01	0. 96	0. 92	1. 05	1. 05
		①～③	～1. 51	～1. 46	～1. 42	～1. 55	～1. 55
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 25	0. 45	0. 65	1. 15	1. 25
	中小企業事業	基準利率	1. 11	1. 11 ～1. 14	1. 07 ～1. 15	1. 20 ～1. 40	1. 30 ～1. 50
		特利	0. 30	0. 30	0. 30	0. 55	0. 60
①～③		～0. 71	～0. 74	～0. 75	～1. 00	～1. 10	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 41 ～1. 80	0. 44 ～2. 05	0. 60 ～2. 20	0. 80 ～2. 65	0. 90 ～2. 75
株式会社国際協力銀行		輸出	0. 83	0. 96	1. 07	1. 40	1. 72

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標４：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	7年2か月	10年0か月	9年8か月	9年0か月	8年4か月
	(生活衛生分)	9年10か月	10年9か月	10年9か月	10年0か月	9年7か月
	農林水産事業	13年0か月	12年4か月	13年1か月	12年8か月	12年11か月
	中小企業事業	9年5か月	10年1か月	10年5か月	9年11か月	9年5か月
沖縄振興開発金融公庫		14年6か月	13年2か月	14年0か月	16年4か月	13年4か月
株式会社国際協力銀行		12年3か月	11年5か月	8年7か月	10年2か月	12年7か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注１) 貸付金額による加重平均。

(注２) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標５：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）

(単位：億円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸付額（計）		25	22,489	2,801	308	—
	商工組合中央金庫	—	368	255	71	—
	日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237	—
損害担保（計）		—	1,505	1,999	157	—
	商工組合中央金庫	—	205	252	71	—
	日本政策投資銀行	—	1,300	1,747	86	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注１) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“０”、実績がない場合は“—”で表示。

(注２) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注３) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策	政 7－1－2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施		
	目 標	「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。 （目標の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和5年度は、3機関に対して、「令和5事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。 上記のとおり、「令和5事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	3機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後ともオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。		

政 7－1－2に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関等への検査実績件数

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2	3	1	1	3

参考指標 2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,372	1,383	1,358	1,218	1,108
経常費用	1,469	1,520	2,904	1,729	2,283
経常利益	△96	△138	△1,545	△511	△1,175
特別損益	△4	△2	△1	△1	1
当期純利益	△100	△140	△1,546	△512	△1,174
農林水産事業					
経常収益	415	433	499	477	473
経常費用	415	432	499	476	472
経常利益	1	0	0	1	1
特別損益	△1	△0	△0	△1	△1
当期純利益	△0	△0	－	－	－
中小企業事業					
経常収益	3,763	2,769	2,831	2,551	2,474
経常費用	2,766	2,831	11,540	5,686	3,673
経常利益	997	△62	△8,709	△3,135	△1,198
特別損益	△0	△1	△1	△1	△0
当期純利益	996	△63	△8,710	△3,136	△1,199
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△107	△101	△91	△84	△80
業務費用②	113	109	124	138	156
業務費用合計（①＋②）＝③	6	8	34	55	75
機会費用④	0	0	1	3	6
行政コスト（③＋④）＝⑤	6	8	35	58	81
株式会社国際協力銀行					
経常収益	4,769	4,820	2,837	3,099	6,572
経常費用	4,240	3,652	2,395	2,952	4,973
経常利益	529	1,167	442	148	1,599
特別損益	0	0	0	0	0
当期純利益	529	1,168	442	148	1,599

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注2) 沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標 3：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：%)

		令和元年度末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	1.66	0.84	0.75	1.04	1.81
	農林水産事業	0.30	0.32	0.48	0.58	0.43
	中小企業事業	1.26	0.82	0.77	0.86	1.00
沖縄振興開発金融公庫		0.41	0.25	0.26	0.38	0.58
株式会社国際協力銀行		1.40	1.33	1.74	1.64	1.46

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 延滞率＝（弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」(令和5年11月2日閣議決定)等に基づき、コロナ禍を乗り越えたものの、物価上昇の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」やセーフティネット貸付の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和6年能登半島地震特別貸付」等を継続いたします。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和7年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	61,653,004	60,686,494	60,484,652	60,343,520
		補正予算	△2,415	21,197,978	5,098,696	
		繰越等	5,783,340,000	60,000	N. A.	
		合 計	5,844,990,589	81,944,472	N. A.	
	執行額(千円)		5,196,956,075	78,816,856	N. A.	

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

(注) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定) 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日変更)
---------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者について、新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを継続しました。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和6年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。
------------------------	---

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和6年6月
-------	-----------	----------	--------